平成２５年（フ）第２０号
沖縄県那覇市久米１丁目６番13号　神村アパート303
破産者　和田　宏士
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１００号
山形県西置賜郡飯豊町大字椿4411番地
破産者　前司　真幸
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２２号
福島県郡山市安積町荒井字鎗ヶ池１番地　県営住宅02棟017号
破産者　善方　　保
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２２３５号
横浜市金沢区並木３丁目５番８―203号、開始決定時の住所横浜市金沢区六浦南４丁目20番３―1403号
破産者　渡辺　敏夫
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０号
横浜市金沢区並木３丁目５番８―203号、開始決定時の住所横浜市金沢区六浦南４丁目20番３―1403号
破産者　渡辺美和子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０１号
横浜市港北区菊名６丁目16番32―218号
破産者　酒入　正実
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５号
静岡県浜松市浜北区内野4320番地
破産者　小林　誠人
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
静岡県浜松市浜北区於呂2317番地の２
破産者　大城健太朗
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
静岡県浜松市中区高林３丁目11番26号コンフォール高林Ａ―２
破産者　安﨑　恵美（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
愛媛県松山市北井門２丁目９番６号
破産者　稲田　貴士
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４号
熊本県八代市泉町柿迫3308番地２
破産者　佐藤　明子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第８０号
北海道旭川市永山４条10丁目３番８号　アイリーＤ号室
破産者　村上　弘剛
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９４号
北海道旭川市末広東１条４丁目４番１号
破産者　上野　利治
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
北海道旭川市北門町13丁目2144番地の117　日興ビル202号室
破産者　佐々木和之
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
北海道旭川市８条通21丁目1959番地
破産者　藤田セツ子
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１６号
北海道旭川市神楽岡５条６丁目１番３号　シティハウス101
破産者　北村　章子
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２号
北海道旭川市８条通８丁目41番地の11　東ハイツ８・８
破産者　稲田　勝枝
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
宮城県気仙沼市赤岩牧沢44番地180　気仙沼市総合体育館住宅９―３、住民票上の住所宮城県気仙沼市岩月千岩田162番地22
破産者　菅原　安子
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第８５号
茨城県つくば市真瀬105番地31
破産者　山田　義宏
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第９５号
茨城県つくば市松代３丁目18番地１　サンビレッジＡｂｂｅｙ　Ｂ棟201号
破産者　武田　仁美
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８号
埼玉県富士見市大字水子147番地９
破産者　木戸廷姫こと　金　　廷姫
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９１号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地15―301
破産者　藤野　克行
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１４号
埼玉県川越市熊野町２番地45オリジンハイツ１号館102号室
破産者　伊藤　和史
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部